

インフルエンザで欠席するときの対応について

<出席停止期間>

『発症した後、5日間を経過し、かつ解熱後2日間を経過するまで』

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

※ 発症日は、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日

※ 発症、解熱した翌日を1日目とする。

<出席停止の手続き>

医師に、病院の『診断書』又は、学校の『診察結果証明書』を記入していただくことと、『出席停止届』を保護者の方が記入し、学校へ提出ください。

『診察結果証明書』と『出席停止届』の取得には以下の方法があります。

- ① ホームページよりダウンロードする。
- ② ホームルームノートにあるものを使用する。（診察結果証明書のみ）
- ③ 本人が登校できるようになって学校で用紙を受け取る。

尚、診断書や診察結果証明書の記入には文書料が発生することがあります。